未収附属病院収入

未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、レベル３の時価に分類しています。その他の未収附属病院収入は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、帳簿価額をもって時価としています。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しています。

（賃貸等不動産の時価等に関する注記）

当法人は、兵庫県内において賃貸等不動産を保有していますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

（資産除去債務の注記）

１．資産除去債務の内容

当法人建物にアスベストを含有するものがあり、石綿障害予防規則等に基づく建物のアスベスト処理費用です。

２．支出発生までの見込期間、適用した割引率等

使用見込み期間を契約期間及び残存耐用年数にもとづき見積もり、割引率は期間に応じた長期国債利回りを使用しています。

３．資産除去債務の総額の期中における増減内容

（単位：千円）

変　動　の　内　容	当事業年度における総額の増減
当事業年度期首残高	113,592
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他	10
当事業年度末	113,602

４．貸借対照表に計上していない資産除去債務の内容、債務を合理的に見積もることができない理由

当法人は建物内で放射線物質を使用しており、放射線廃棄物として廃棄処分することが義務付けられています。しかし、汚染状況の検査結果により除染作業等を行うこととなるため、将来の資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上していません。

（退職給付に係る注記）

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,160,794千円
退職給付費用	310,048千円
退職給付の支払額	△　75,798千円
期末における退職給付引当金	1,395,044千円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	310,048千円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、228,708千円であった。

（収益認識に関する注記）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

１．収益の分解情報

当法人は教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益45,386,788千円です。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記）

１．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

Ⅰ	業務費用		
	⑴　損益計算書上の費用	95,410,899千円	
	⑵　（控除）自己収入等	△ 68,612,026千円	
	業務費用合計		26,798,873千円
Ⅱ	資本剰余金を減額したコスト等		3,482,710千円
Ⅲ	機会費用		
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	157,492千円	
	政府出資の機会費用	2,757,479千円	
	無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	196,318千円	
	機会費用合計		3,111,289千円
Ⅳ	国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		33,392,871千円

２．機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料及び条例等を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人法等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しています。

⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

「国立大学法人法等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和８年４月10日付け８文科高第46号）に基づき、2.345％で計算しています。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（その他）

金額の端数処理は、項目毎に四捨五入を行っているため、合計額と合致しない場合があります。